



- ① 基金協会は、保証業務を運営するために必要な事項について、融資機関とあらかじめ基本契約（「債務保証契約」という。）を締結します。
- ② 農業者等は、借入の申込みの際に、融資機関を通じ「債務保証委託申込書」を提出します。
- ③ 融資機関は、「債務保証委託申込書」に、意見書を添付して、基金協会に送付します。
- ④ 基金協会は、委託申込書を受理後すみやかに審査し、また必要に応じて実地に調査をします。
- ⑤ 基金協会は、保証の承諾を決定した時は、融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、申込みのあった農業者等に承諾の通知をします。承諾しない場合も、その旨、融資機関と農業者等に通知します。
- ⑥ 農業者等が、保証付融資を受けようとするときは、「債務保証委託証書」を基金協会に提出します。
- ⑦ 基金協会は、農業者等から「債務保証委託証書」を受理したときは、「債務保証書」を融資機関に交付します。
- ⑧ 融資機関は、農業者等と金銭消費貸借契約を締結し、「債務保証書」に基づいて、融資を行います。融資をした際、基金協会にその旨を通知します。
- ⑨ 農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- ⑩ 農業者等は返済条件に基づき、融資機関に借入金を返済します。